

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一^{ページ}

訓令 甲

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(同) 九

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号の二

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税に係る延滞金免除の通知等)

第五十六条の二 第二十二條の規定は、法第五十五条の二第五項の規定により延滞金を免除した場合又は同項ただし書の規定により延滞金を免除しないこととした場合について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「法十五条の九第二項又は第四項」とあるのは「法第五十五条の二第五項」と、同条第二項中「法十五条の九第一項ただし書」とあるのは「法第五十五条の二第五項ただし書」と読み替えるものとする。

2 第二十三條の規定は、法第五十五条の二第二項の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十五条の二第三項において準用する法第十六条第三項」と、同条第四項中「法第十六条の五第一項」とあるのは「法第五十五条の二第三項において準用する法第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十年七月二十三日

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の延滞金免除の通知等)

第五十六条の三 第二十二條の規定は、法第五十五条の四第五項の規定により延滞金を免除した場合又は同項ただし書の規定により延滞金を免除しないこととした場合について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「法第十五條の九第二項又は第四項」とあるのは「法第五十五条の四第五項」と、同条第二項中「法第十五條の九第一項ただし書」とあるのは「法第五十五条の四第五項ただし書」と読み替えるものとする。

2 第二十三條の規定は、法第五十五条の四第二項の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「法第十六條第三項」とあるのは「法第五十五条の四第三項において準用する法第十六條第三項」と、同条第四項中「法第十六條の五第一項」とあるのは「法第五十五条の四第三項において準用する法第十六條の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十條の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 公益社団法人又は公益財団法人

第六十條第一項第二号を削り、同項第三号中「地縁による団体」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十四條の次に次の二条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税に係る延滞金免除の通知等)

第六十四條の二 第二十二條の規定は、法第七十二條の三十九の二第五項の規定により延滞金を免除した場合又は同項ただし書の規定により延滞金を免除しないこととした場合について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「法第十五條の九第二項又は第四項」とあるのは「法第七十二條の三十九の二第五項」と、同条第二項中「法第十五條の九第一項ただし書」とあるのは「法第七十二條の三十九の二第五項ただし書」と読み替えるものとする。

2 第二十三條の規定は、法第七十二條の三十九の二第二項の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「法第十六條第三項」とあるのは「法第七十二條の三十九の二第三項において準用する法第十六條第三項」と、

同条第四項中「法第十六條の五第一項」とあるのは「法第七十二條の三十九の二第三項において準用する法第十六條の五第一項」と読み替えるものとする。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税に係る延滞金免除の通知等)

第六十四條の三 第二十二條の規定は、法第七十二條の三十九の四第五項の規定により延滞金を免除した場合又は同項ただし書の規定により延滞金を免除しないこととした場合について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「法第十五條の九第二項又は第四項」とあるのは「法第七十二條の三十九の四第五項」と、同条第二項中「法第十五條の九第一項ただし書」とあるのは「法第七十二條の三十九の四第五項ただし書」と読み替えるものとする。

2 第二十三條の規定は、法第七十二條の三十九の四第二項の規定により徴する担保について準用する。この場合において、第二十三條第三項中「法第十六條第三項」とあるのは「法第七十二條の三十九の四第三項において準用する法第十六條第三項」と、同条第四項中「法第十六條の五第一項」とあるのは「法第七十二條の三十九の四第三項において準用する法第十六條の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十九條第一項中「第五十二條第六項」を「第五十二條第五項」に改め、同条第二項中「第五十二條第六項ただし書」を「第五十二條第五項ただし書」に改める。

第六十九條の二第一項中「第五十二條第八項」を「第五十二條第七項」に改め、同条第二項中「第五十二條第九項」を「第五十二條第八項」に改め、同条第三項中「第五十二條第十項」を「第五十二條第九項」に改める。

第七十三條第二項及び第七十三條の三第五項中「第五十二條第十項」を「第五十二條第九項」に改める。

第七十七條の二第一項第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を、「されているもの」の下に「及び公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項の規定により設立された法人」を加える。

第八十七條の三第一項中「第一号から第五号までに掲げるものにあつては、一台」を「当該者一人につき一台」に改め、同項第一号及び第三号中「以下同じ」を「第三項、第四項並びに第九十六條の九第三項、第四項及び第六項を除き、以下同じ」に改め、同項第五号中「以下「身体障害者」を「第三項並びに第九十六條の九第三項及び第六項を除き、以下「身体障害者」に、「健康福祉部健康福祉政策課長」を「健康福祉部地域福祉国保課長」に改め、同項第六号を削り、同条第二項中「次の表の上覧に掲げる区分に

応じ、当該下欄に掲げる額」を「次号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 条例第七十八条第一項の規定により普通徴収の方法により徴収する自動車税 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 税額

ロ 四万五千円（条例第七十七条第一項の規定により月割をもつて課税する場合は四万五千円に納税義務が発生した月の翌月から翌年三月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額、同条第二項の規定により月割をもつて課税する場合は四万五千円に四月（同条第一項の規定により月割をもつて課税するときは納税義務が発生した月の翌月）から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額）

二 条例第七十八条第二項の規定により証紙徴収の方法により徴収する自動車税 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 税額

ロ 四万五千円に納税義務が発生した月の翌月から翌年三月（条例第七十七条第二項の規定により月割をもつて課税する場合は、納税義務が消滅した月）までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額

第八十七条の三第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、同条第六項中「しよつととするもの」を「しよつととする者」に、「書類を添付しなければならない」を「書類を、第二号に掲げる者であるときは当該自動車に係る当該事実を証明する書類を添付しなければならない」に改め、同項第一号中「第一項第一号から第五号までに掲げる者」を「第一項に規定する者」に改め、同項第二号中「第一項第六号に掲げる者」を「第三項に規定する者」に改め、同項第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「第一項第一号から第五号まで」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第八十五条の二第一項の規定により、構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車を所有する者については、次の各号のいずれかに該当する自動車（特定の身体障害者又は精神障害者のために利用されるものにあつては、当該特定の身体障害者又は精神障害者一人につき一台に限る。）に対する自動車税の全額を減免することができる。

一 車いすの昇降装置若しくは固定装置を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

二 浴槽を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの

4 前三項の規定による減免については、自動車がその利用に供される身体障害者又は精神障害者一人につき一台を対象とする。

第九十六条の九第一項中「掲げる自動車」の下に「当該者一人につき一台に限る。」を加え、同項第五号を削り、同条第二項中「次の表の上覧に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げる額」を「次に掲げる額のうちいずれか少ない額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 税額

二 三百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額を加算した額に自動車取得税の税率を乗じて得た額

第九十六条の九第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「書類を添付しなければならない」を「書類を、第二号に掲げる者であるときは当該自動車に係る当該事実を証明する書類を添付しなければならない」に改め、同項第一号中「第一項第一号から第四号までに掲げる者」を「第一項に規定する者」に改め、同項第二号中「第一項第五号に掲げる者」を「第三項に規定する者」に改め、同項第三号中「第二項各号に掲げる者」を「第六項に掲げる者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「身体障害者等」を「身体障害者又は精神障害者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「（第一項第五号に掲げる者に係る減免を除く。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 条例第三百三十七条の十二第一項の規定により、構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専ら供するための自動車を取得した者については、次の各号のいずれかに該当する自動車（特定の身体障害者又は精神障害者のために利用されるものにあつては、当該特定の身体障害者又は精神障害者一人につき一台に限る。）に対する自動車取得税の全額を減免することができる。

一 車いすの昇降装置若しくは固定装置を装置する特別の仕様により製造された自動

更) 命令書

第二項、第六
十四條第四項
第六十四條の
二第二項、第
六十四條の三
第二項、第九
十七條の三並
びに第九十九
條第二項

供書

第二十三條第
二項及び第三
項、第二十五
條第二項及び
第三項、第二
十六條第二項
第六十四條第
四項、第七十
七條の四第二
項、第九十七
條の三並びに
第九十九條第
二項

二十三條第
二項及び第三

第二項、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百

、第二十五
第二項及び
三項、第二
十六條第二
項、第九十
條の三並び
に第九十九
條第二項

を 第三十三号様式 納税保証書

第二十三條第
二項、第二十
五條第二項、
第二十六條第
二項、第六十
四條第四項、
第七十七條の
四第二項、第
九十七條の三
並びに第九十
九條第二項

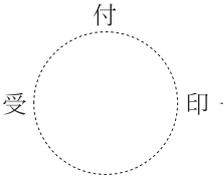
第二十三條第
二項、第二十
五條第二項、
第二十六條第
二項、第五十
六條の二第二
項、第五十六
條の三第二項
第六十四條第
四項、第六十
四條の二第二
項、第六十四
條の三第二項
に、 第八十一

省略)	施 設 名	
省略)	年 月 日生)	
効期限	・ ・	
型	普二 中二 大二	使用頻度 /週・月
車に限る	その他 ()	

③を同様式備考

①を「身体障害者手帳又は療育手帳を有する者 市町村長」に代る、同様式備考②③を
 ②を「健康福祉部健康福祉政策課長」を「健康福祉部地域福祉課長」に代る、同様式備考③
 ③を「健康福祉部健康福祉政策課長」に代る、同様式備考④を同様式備考③
 ④を同様式備考③
 ⑤を同様式備考③
 ⑥を同様式備考③
 ⑦を同様式備考③
 ⑧を同様式備考③
 ⑨を同様式備考③
 ⑩を同様式備考③
 ⑪を同様式備考③
 ⑫を同様式備考③
 ⑬を同様式備考③
 ⑭を同様式備考③
 ⑮を同様式備考③
 ⑯を同様式備考③
 ⑰を同様式備考③
 ⑱を同様式備考③
 ⑲を同様式備考③
 ⑳を同様式備考③
 ㉑を同様式備考③
 ㉒を同様式備考③
 ㉓を同様式備考③
 ㉔を同様式備考③
 ㉕を同様式備考③
 ㉖を同様式備考③
 ㉗を同様式備考③
 ㉘を同様式備考③
 ㉙を同様式備考③
 ㉚を同様式備考③
 ㉛を同様式備考③
 ㉜を同様式備考③
 ㉝を同様式備考③
 ㉞を同様式備考③
 ㉟を同様式備考③
 ㊱を同様式備考③
 ㊲を同様式備考③
 ㊳を同様式備考③
 ㊴を同様式備考③
 ㊵を同様式備考③
 ㊶を同様式備考③
 ㊷を同様式備考③
 ㊸を同様式備考③
 ㊹を同様式備考③
 ㊺を同様式備考③
 ㊻を同様式備考③
 ㊼を同様式備考③
 ㊽を同様式備考③
 ㊾を同様式備考③
 ㊿を同様式備考③
 第百六号の五様式を次のように定める。

第106号の5様式 (用紙日本工業規格A4) (第87条の3、96条の9関係)

付  受 印		処理事項 _____ _____						
年 月 日 自動車税事務所長 様 (県税事務所長)		住 所 〒 _____ _____ _____	フ リ ガ ナ 氏 名 (法人にあってはその 名称及び代表者名) _____ _____					
		電 話 番 号 ()						
構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車に係る 自動車税 減免申請書 自動車取得税								
自動車 の 状 況	車体の形状	車いす移動車	身体障害者輸送車	入浴車				
	使用目的							
	構造の明細							
利 用 者 の 状 況	特定の個人が 利用する場合	住 所 〒 _____ _____	フ リ ガ ナ 氏 名 _____	生年月日 _____				
		申請者との続柄 _____						
		添 付 書 類 等 _____						
		規則第87条の3 第4項又は第96 条の9第4項の 該当の有無						
	不特定者が 利用する場合	添 付 書 類 等 _____						
減 免 事 由		対 象 自動車	登 録 (取 得) 年 月 日			登 録 番 号		
処 理 事 由	年		月	日	運支	車 種	記号	番 号
課 税 年 度		項 目	課 税 額			減 免 申 請 額		
		自 動 車 税	円			円		
年 度		自 動 車 取 得 税	円			円		
申 請 代 理 人		屋号又は氏名				電話番号		

- 備考 1 この申請書は、正副2通提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 2 印の欄は、記載しないこと。
- 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第四百十三号の二様式中

税 額
円
円
円
円
円
円
円
円

を

税 額	附則第16 に該当
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	

に改め、同様式備考に次の二号を加える。

条の3
円
円
円
円
円
円
円
円

4 岐阜県条例附則第16条の3に該当する場合は、市町村長の証明書を添付すること。

5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八十七条の三、第九十六条の九、第一百六号の四様式及び第一百六号の五様式の改正規定 平成二十年九月一日
- 二 第六十条第一項第一号の改正規定 平成二十年十二月一日 (経過措置)

2 改正後の岐阜県条例施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の三の規定は、平成二十年九月一日（以下「施行日」という。）以後に課すべき自動車税について適用し、施行日前に課する自動車税については、なお従前の例による。

3 新規則第九十六条の九の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

総 務 部
各 県 税 務 所
自 動 車 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年七月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項第三号中「第五十二条第九項若しくは第十項」を「第五十二条第八項若しくは第九項」に改める。

第八十七条第三項中「法人等の」を削る。

第八十八条の次に次の四条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予等）

第八十八条の二 第十三条の規定は、法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予及び法第五十五条の二第四項の規定による徴収の猶予の取消し並びに法第五十五条の二第五項の規定による延滞金の免除について準用する。

2 第十七条の規定は、法第五十五条の二第二項の規定により担保を徴する場合について準用する。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予等）

第八十八条の三 第十三条の規定は、法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予及び法第五十五条の四第四項の規定による徴収の猶予の取消し並びに法第五十五条の四第五項の規定による延滞金の免除について準用する。

2 第十七条の規定は、法第五十五条の四第二項の規定により担保を徴する場合について準用する。

（法人の県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知に基づく通知）

第八十八条の四 法第五十五条の三第一項から第三項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の三様式によつて関係都道府県知事に通知しなければならない。

2 法第五十五条の三第一項から第四項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の四様式によつて関係市町村長に通知しなければならない。

（連結法人の県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知に基づく通知）

第八十八条の五 法第五十五条の五第一項から第三項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の三様式によつて関係都道府県知事に通

知しなければならない。

2 法第五十五条の五第一項から第四項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の四様式によつて関係市町村長に通知しなければならない。

第八十九条の次に次の四条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予等）

第八十九条の二 第十三条の規定は、法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徴収の猶予及び法第七十二条の三十九の二第四項の規定による徴収の猶予の取消し並びに法第七十二条の三十九の二第五項の規定による延滞金の免除について準用する。

2 第十七条の規定は、法第七十二条の三十九の二第二項の規定により担保を徴する場合について準用する。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予等）

第八十九条の三 第十三条の規定は、法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予及び法第七十二条の三十九の四第四項の規定による徴収の猶予の取消し並びに法第七十二条の三十九の四第五項の規定による延滞金の免除について準用する。

2 第十七条の規定は、法第七十二条の三十九の四第二項の規定により担保を徴する場合について準用する。

（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知に基づく通知）

第八十九条の四 法第七十二条の三十九の三第一項から第三項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の三様式によつて関係都道府県知事に通知しなければならない。

（連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知に基づく通知）

第八十九条の五 法第七十二条の三十九の五第一項から第三項までの規定による通知を受けた県税事務所長は、遅滞なく、別記第九十五号の三様式によつて関係都道府県知事に通知しなければならない。

第九十九条の二第二項中「第五十二条第六項」を「第五十二条第五項」に改める。

第九十九条の二第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第八項」に改め、同条第三項中「第八十七条の三第八項」を「第八十七条の三第十項」に改める。

第九十九条の二第二項中「第九十六条の九第六項」を「第九十六条の九第七項」に改める。

別記様式目次中

「第十三号様式

徴収猶予（徴収猶予取消）（換
価猶予（換価猶予取消））決議 第十三条第一項
書 第三項及び第五
第十四条第一項
第三項及び第五
第一百一条、第百
三十三條、第百八
十二条第一項並び
附則第三項

「第十三号様式

徴収猶予（徴収猶予取消）（換
価猶予（換価猶予取消））決議 第十三条第一項、
書 第二項及び第五項、
第十四条第一項、
第三項及び第五項、
第八十八條の第二
一項、第八十八條
の三第一項、第八に、
十九條の二第一項、
第八十九條の第三
一項、第一百一条、
第一百六十三條、第
百八十二條第一項
並びに附則第三項
「第十三号の様
式

に十六項、項、
を

三号の二様

徴収猶予（換価猶予）（期間延
長）通知書

第十三条第二項及
び第五項、第十四
条第二項及び第五
項、第一百一条、第
百六十三條並びに
附則第三項

徴収猶予（換価猶予）（期間延
長）通知書

第十三条第二項及
び第五項、第十四
条第二項及び第五
項、第八十八條の
二第一項、第八十
八條の三第一項、
第八十九條の第二
一項、第八十九條
の三第一項、第百
一条、第一百六十三
條並びに附則第三
項

「第十四号様式
徴収猶予（
知書

「第十四号様式
徴収猶予（換価猶予）取
知書

換価猶予）取消通

第十三条第四項及
び第五項、第十四
条第四項及び第五
項、第一百六十三條
並びに第百八十二
条第一項

消通

第十三条第四項及
び第五項、第十四
条第四項及び第五
項、第八十八條の
二第一項、第八十
八條の三第一項、
第八十九條の第二

「第二十四号様式
担保（増担保）提供（変更）命
令決議書

第 第 第 第 第

収猶予取消通知 第八十九条第四項

を

三様式

われた場合における法人県
税・事業税の徴収猶予通知

第百九十五号の
四様式 租税条約に基づく申立てが
われた場合における法人税

徴収猶予通知書

知 第八十九条第四項

行 第八十八条の四第

民 一項、第八十八条

書 の五第一項、第八

十九条の四及び第

八十九条の五

行 第八十八条の四第

の 二項及び第八十八

条の五第二項

別記第十三号様式及び第十三号の二様式中「第14条、第101条」を「第14条、第88条
の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第101条」に改める。

別記第十四号様式中「第14条、第163条」を「第14条、第88条の2、第88条の3、第8
9条の2、第89条の3、第163条」に改める。

別記第二十四号様式、第二十五号様式及び第二十六号様式中「第22条、第173条」を
「第22条、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第173条」に改める。

別記第百九十五号の二様式の次に次の二様式を加える。

第195号の3様式 (用紙日本工業規格A4) (第88条の4、第88条の5、第89条の4、第89条の5関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人県民税・事業税の徴収猶予について (通知)		
		税第 号 年 月 日
知事 様		
岐阜県 県税事務局長		
このことについて次のとおり通知します。		
法	人	名
代	表	者 氏 名
主たる事務所等所在地		
連 結 親 法 人	法	人 名
	代	表 者 氏 名
	主たる事務所等所在地	
通知理由	1 租税条約に基づく申立てが行われた。 2 租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた。 3 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 4 租税条約に基づく連結親法人の申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 5 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。 6 租税条約に基づく連結親法人の申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。	
通知理由に該当することとなった日		年 月 日
申立て又は合意に基づく事業年度		更正等に係る法人税額 又は個別帰属法人税額
年 月 日から 年 月 日まで		円
年 月 日から 年 月 日まで		円
年 月 日から 年 月 日まで		円
年 月 日から 年 月 日まで		円
年 月 日から 年 月 日まで		円
年 月 日から 年 月 日まで		円
参 考 事 項		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第195号の4様式 (用紙日本工業規格A4) (第88条の4、第88条の5関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人税の徴収猶予について (通知)

税第 号
年 月 日

長 様

岐阜県 県税事務所長

このことについて次のとおり通知します。

法 人 名		
代 表 者 氏 名		
主たる事務所等所在地		
連 結 親 法 人	法 人 名	
	代 表 者 氏 名	
	主たる事務所等所在地	
通 知 理 由	1 租税条約に基づく申立てが行われた。 2 租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた。 3 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 4 租税条約に基づく連結親法人の申立てに係る相互協議において相手国と合意せず。 5 租税条約に基づく申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。 6 租税条約に基づく連結親法人の申立てに係る相互協議において相手国と合意が行われた。	
通知理由に該当することとなった日	年 月 日	
申立て又は合意に基づく事業年度	更正等に係る法人税額又は個別帰属法人税額	
年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日から 年 月 日まで	円	
年 月 日から 年 月 日まで	円	
参 考 事 項		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

条例附則第16条の3に該当する場合

調製者印

区分	本 月 分						累 計					
	証紙収入によるもの			普通徴収のもの			証紙収入によるもの			普通徴収のもの		
	人員	税 額	人員	税 額	人員	税 額	人員	税 額	人員	税 額	人員	税 額
条例第1項 160条	1号	第一種										
	2号	第一種										
	3号	網・わな										
	4号	網・わな										
	5号	第二種										
	計											
条例第2項 160条	1号	第一種										
	2号	第一種										
	3号	網・わな										
	4号	網・わな										
	5号	第二種										
	計											
	計											
	対前年比 (%)											
	合 計											
	対前年比 (%)											

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

附 則
 この訓令は、平成二十年七月二十三日から施行する。ただし、第三百三十五条及び第七十条の改正規定は、平成二十年九月一日から施行する。

平成二十年七月二十三日印刷
 平成二十年七月二十三日発行

発行者
 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
 岐阜県岐阜市

印刷者
 印刷所
 定価一か年
 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))

岐阜市三輪ふりとびあ十三
 岐阜市三輪ふりとびあ十三
 岐阜県岐阜市
 飯尾文芸社